

「東京五日市カントリー倶楽部 友の会」会則

制定 平成11年 6月1日

第1条 本会は「東京五日市カントリー倶楽部 友の会」と称し、友の会メンバーを会友と呼称する。

9次改定 平成26年10月1日

10次改定平成28年10月1日

11次改定平成29年10月1日

12次改定平成30年4月1日

第2条 本会は、株式会社 五日市カントリー倶楽部が経営するゴルフ場の施設を利用して、会友相互の親睦を図るとともに、併せてゴルフの普及発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の事務局は、東京五日市カントリー倶楽部に置く。

第4条 本会に入会を希望するものは、次の手続きをとらなければならない。

(1) 登録会友申込書に必要事項を記入押印の上、提出する。

(2) 登録申込書と同時に、入会金を添えて提出する。

なお、入会金はいかなる理由があっても返金できないものとする。

※第5条・第6条は、1年間友の会での会則となります。

第7条 年の途中で入会を希望するものは、第4条の手続きをとることを要する。

但し、会友資格の有効期間は、入会時から9月30日までとする。

第8条 会友の有効期間が終了したときは、会友の資格を失う。

第9条 会友は、プレーにあたってはプレー当日フロントに「友の会」チェックインカードの提示・来場受付を行なうこととする。チェックインカードの紛失による再発行は、再発行料540円にて申し受ける。

第10条 会友は、下記の料金(消費税・ゴルフ場利用税・ロッカー代を含む)によりプレーができる。

期 間	①7・8・9月	②4・5・6月
平 日	12,331円	14,384円
月曜セルフデー (昼食付)	12,021円	13,047円

※1但し上記料金は1ラウンド・4Bキャディ付料金です。1. 5ラウンドや3B・2Bの場合は、料金が加算されます。

※2ゴルフ場利用税は、①の期間は800円・②の期間は900円です。

※3友の会会友の土日祝プレーは、正会員同伴もしくは紹介が必要となります。

※4友の会会友の土日祝事前予約は、プレー希望日の1か月前より予約受付開始します。

※5平日の事前予約は、プレー希望日の3か月前より予約受付開始します。

※誕生日優待券は、1年間友の会での会則となります。

第11条 来場ポイントサービスは、来場1回につき別紙台紙に1スタンプ(日付印)を押印し、5回毎に限定食事券を進呈する。

第12条 ゴルフ場施設(アプローチ練習場・ドライビングレンジ・パッティンググリーンなど)の利用は、プレー来場日当日に限定する。

第13条 会友は次の場合は退会とする。

(1) 会友を除名されたとき

(2) 会友が死亡したとき

第14条 会友は次の1つに該当するときは、除名する。

(1) 倶楽部の名誉を毀損し、または秩序を乱す行為があったと認められるとき

(2) 会友証を他人に貸与したとき

(3) 利用約款に違反したとき

第15条 本会則の改正は平成30年4月1日から実施する。